

大綱の策定の基本的な考え方

1. 大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）に基づき、日の出町の教育に関する大綱を次のとおり策定するものです。

本町においては、「第四次日の出町長期総合計画 後期基本計画」（平成27年3月策定）（平成27年度～平成31年度）を確実に実行することを基本に、教育に関する大綱を定めます。

2. 長期総合計画 後期基本計画の位置づけ

第四次日の出町長期総合計画 後期基本計画は、「みんなでつくろう 日の出町！－安心・躍進・自立のまち」を町の将来像に掲げ、その実現を目指して「生涯にわたって健康で安心して暮らせるまち ひので」、「交流を基盤に若者もいきいき定住するまち ひので」、「人と文化が輝くわたしのふるさと ひので」という3つの基本目標を設定し、これまで住民と一体となってまちづくりに取り組んでまいりました。教育委員会の教育目標を具現化する最上位計画に位置づけられます。

日の出町の教育に関する大綱

人が輝く教育・文化のまちづくり

1 学校教育の充実

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」のバランスのとれた児童・生徒の育成をめざして、特色ある教育活動を推進するとともに、学校施設・給食施設の整備等を進めます。

2 生涯学習社会の形成

町民一人ひとりが自発的な学習を通じて生きがいのある生活を送るとともに、地域社会への誇りを持ちながら、積極的にまちづくりに参画することができる生涯学習のまちづくりを進めます。

3 スポーツの振興

町民がスポーツに参加しやすい環境を整備することにより、成人の週1回以上のスポーツ実施率の向上を図り、住民相互がふれあい、連帯意識を高めるとともに、心豊かな人間性を培う、健康で活力に満ちた生涯スポーツ活動の充実に努めます。

4 地域伝統文化・遺産の保護・継承・活用

町に所在する多様な文化財を保護し、その保存と活用を図り、歴史文化に親しむことによって郷土に対する愛着や、誇りを感じることができる環境を形成します。

5 青少年の健全育成

家庭・学校・関係団体・地域が一体となり、地域教育力の向上を図り、青少年の健全育成事業の推進を図ります。

6 地域間交流の推進

本町の枠を超えた地域間交流活動を通して本町の魅力を再発見する機会の拡充を図ります。